

東京都

発 行

次

目

○都市計画事業の認可 ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

○建築基準法による一団地の区域………………

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開 …………(都市整備局市街地建築部建築指導課

の聴聞………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案(環境局総務部環境政策課

○居宅サービス事業者の指定…………………… …………(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)…

○介護予防サービス事業者の指定…………(同 ○指定居宅サービス事業者の廃止……………(同)…

○指定介護予防サービス事業者の廃止…………(同 七

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す ……(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

七

令和三年七月二日

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

………(産業労働局商工部地域産業振興課) 九

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……(同)…

九

事業施行期間

令和三年七月二日から令和五年三月

令和三年七月二日

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同)…|○

示

●東京都告示第九百三号

告

同法第六十二条第一項の規定により、 項の規定に基づき多摩都市計画公園事業を認可したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五十九条第 次のように告示する。

令和三年七月二日

東京都知事

小

池

百

合

子

0)

施行者の名称

多摩市

都市計画事業の 種類及び名称 号諏訪北公園多摩都市計画公園事業第三・三・四

る。

事業施行期間 令和三年七月二日から令和六年三月 三十一日まで

三

収用の部分

四

事業地

多摩市諏訪三丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第九百四号

七

七

項の規定に基づき国分寺都市計画緑地事業を認可したので、 同法第六十二条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一 次のように告示する

東京都知事 小 池 百 合 子

施行者の名称 国分寺市

種類及び名称 都市計画事業の の池緑地国分寺都市計画緑地事業第四号姿見

> 四 事業地

> > 収用の部分 三十一日まで

国分寺市西恋ケ窪一丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第九百五号

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す 建築基準法 一第一項の規定による認定をしたので、 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条 同条第六項の規

令和三年七月二日

東京都知事 小 池 百 合子

対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地 番

認定年月日

番三まで、 二から同番十一まで、九番一から同 大田区東海三丁目六番、七番、 十番及び十一番 八番 令和三年六月十

認定計画書の縦覧場所

第二本庁舎三階中央) 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

●東京都告示第九百六号

同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の 規定による行政処分について、 規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の 同法第六十九条第 一項及び

 \triangleright

●東京都告示第九百七号

東京都知事 小 池 百 合 子

日時 令和三年七月十四日 午後二時三十分 東京都住宅政策

場所

新宿区西新宿二丁目八番

号

本部住宅企画部聴聞室

\equiv 被聴聞者

商号

OMAN株式会社

 (\Box) 代表者氏名 代表取締役 草野 昭宏

主たる事務 所の所在地 シエルブルー恵比寿EAST シエルブルー恵比寿EAST二階 渋谷区恵比寿一丁目二十四番十五号

(四) 免許証番号 東京都知事(8)第五八五四八号

(<u>F</u>I.) 免許年月日 令和三年四月十三日

| 十六号。以下「条例」という。) 第四十八条の規定に基づ 案 き、 ŋ おり告示する。 地域を定めたので、 東京都環境影響評価条例 大井町駅周辺広町地区開発について、環境影響評価書 条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係 「評価書案」という。)及びその概要の提出があ 条例第五十二条の規定により、 (昭和五十五年東京都条例第九 次のと

東

京

都

令和三年七月!

東京都知事 小 池 百 合子

事業段階関係地域の範囲

品川区 品川五丁目、南品川六丁目、東大井三丁目、広町一丁目、広町二丁目、南品川四丁目、南 四丁目、大井五丁目、大井七丁目、西大井一 大井一丁目、大井二丁目、大井三丁目、大井 東大井四丁目、東大井五丁目、東大井六丁目 丁目、西大井二丁目、西大井三丁目、二葉一 ,目、二葉二丁目、豊町二丁目、豊町三丁目 西品川二丁目及び西品川三丁

> 目 1の区域

大田区 山王一丁目及び山王二丁目の区域

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

イ

大田区環境清掃部環境計画課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

八階二十二番窓

品川区広町二丁目一番三十六号

ア

品川区都市環境部環境課

地

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二

ウ

東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都庁第二本庁

舎十九階

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号

東京都立川合同庁舎

渋谷区代々木二丁目二番二号

三 対象事業の名称及び種類

高層建築物の新築

対象事業の内容の概略

四

対象事業は、品川区広町二丁目に位置する敷地面積約

住宅、 二万九千四百三十平方メートルの計画地に、業務、 商業、 駐車場等の主要な用途を含む建築物を計画 宿泊、

Ŧī. 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

するものである。

自然との触れ合い活動の場、 水循環、日影、電波障害、 事業者は、大気汚染、 騒音・振動、 風環境、景観、 廃棄物及び温室効果ガスに 土壌汚染、 史跡・文化財 地盤、

六 評価書案の縦覧

ついて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

(--)期間

十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。 日曜日、 令和三年七月二日から同年八月二日まで。ただし、 土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和)

 (\Box) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

 (Ξ)

大井町駅周辺広町地区開発

七 都民の意見書の提出

(--)提出方法 持参、郵送又は電子メール

 (\Box) 記載事項

7 所又は事業所の所在地 氏名及び住所 代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務 (法人その他の団体にあっては、

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

 (\equiv) 期限

令和三年八月十六日

(四) 提出先

7 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三-八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

電子メー

東 京 都 公 報 3 令和3年7月2日(金曜日) (第17369号) nt/reading_guide/index.html 掲載する。 ホームページアドレス 送付先、 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.Jp/assessme 件名等は、 東京都環境局ホームページに

> 別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の 対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

結論は、表(1)~(2)に示すとおりたある

月月	評価の結論
1. 大気汚染	《工事の施行中》
	【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】
	二酸化窒素について、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った
	下野々「軽冷く(神)の 開升) 野子は口や(南子は月) 京徳中の東谷(神) 一番 日子 (南子に) 京都 (南京) 東京 (南京) 西洋 (西洋 (南京) 西洋 (西洋 (南京) 西洋 (西洋 (西洋 (西洋 (西洋 (西洋 (西洋 (西洋 (西洋 (西洋

結末、一般化主深の特米派及(牛牛ジョ)を日牛ジョ(牛ョ) 98%ョ)に変換した頃は0.056ppmであり、環境其準値(0.04から0.06ppmのグーン内またはそれ以下)を下回る。 寄与率は14.0%である。 建設機械の稼働に伴う寄与率は 52.7%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変拠した値は 0.051mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う

良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 また、建設機械は定期的な整備点検を行い、 故障や異常の早期発見を行うとともに、不 対策型の建設機械の使用に努めるとともに、 建設機械の不必要なアイドリングの防止や

【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は0.036~0.038ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を

必要な空ぶかしや急発進等の禁止を徹底させる。

建設機械は定期的な整備点検を行い、故障や異常の早期発見を行うとともに、

下回る。工事用車両の走行による寄与率は 0.3%~1.1%である。また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度 (年平均値)を日平均値 (2%除外値) に変換した値は 0.045mg/m³ であり、環境基準値 (0.10mg/m²) を下回る。工事用車両の走行による寄り率は 0.1%未満である。

《工事の完了後》

【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 0.038ppm であり、環境某準値(0.04から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下)を下回る 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.036~

また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平た値は 0.045mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。 関連車両の走行による寄与率は 0.1%未満~0.6%である。 5|奉は 0.1%未満たある。 下測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換し、045mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m²)を下回る。関連車両の左行による哲

、地下駐市場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】

二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。地下駐車場 の供用に伴う寄与率は0.5%である。

【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化釜素の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。熱源施設のあり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。熱源施設の した値は 0.045mg/m³ であり、 うぎ5率は 0.1%未満である。 予測した浮遊粒子状物質の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (2%除外値)に変換: 0.045mg/m³ であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。地下駐車場の採用に伴

寮働に伴う杏与率は 0.6%である

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

2 騷片·振動 Ш 《工事の施行中》 【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音及び振動】 7 散稼働に努めるとともに、作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないよ 基準値(80dB)以下である。 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(Lig)は、北西側敷地境界付近において、 建設作業騒音レベル(Lis)は、北两側敷地境界付近において、最大 80dB であり、 事前に工事工程を十分検討し騒音の低減に努める。 工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を行わないよう、 評価の結婚 建設機械の分 御出

最大 69dB であり、勧告基準値(70dB)を下回る。

散稼働に努めるとともに、作業時間及び作業于順は、周辺に著しい影響を及ぼさないよ 事前に工事工程を十分検討し振動の低減に努める。 工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を行わないよう、 建設機械の分

【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音及び振動】

の地点で環境基準値を下回る。 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(Lang)は、昼間 64~68dB であり、

工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1 未満~1dB である。

音の影響の低減に努める。 工事用車両の走行にあたっては、 アイドリングストップ等の実施を周知・徹底し、 齱

の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間で1未満~2dB、夜間で1dB未満である。 であり、規制基準値(第二種区域において昼間 65dB、 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(Lio)は、昼間 34~50dB、夜間 27~45dB 工事用車両の走行にあたっては、 アイドリングストップ等の実施を周知・徹底し、 夜間 60dB)を下回る。工事用車両 宬

《工事の完了後》

動の影響の低減に努める。

京

都

公

報

【関連車両の走行に伴う道路交通の騒音及び振動】

関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は昼間 1 未満~1dB、夜間 1 未満~1dB である. の夜間、No. 6 地点(立会道路)の昼間、夜間は現況において環境基準値を上回っており、 く地点は環境基準値を下回っている。環境基準値を上回っている No. 1 地点(区役所通り) はあり、 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{teq})は、昼間 62~67dB、夜間 58~63dB No.1 地点(区役所通り)の昼間、夜間、No.6 地点(立会道路)の昼間、夜間を除

65dB, であり規制基準値(第一種区域において昼間 60dB、 関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L.o)は、昼間 27~48dB、夜間 24~45dB 夜間 60dB)を下回る。関連車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、 夜間 1 未満~1dB である 夜間 55dB、第二種区域において昼間 昼間 1 未満

環境に及ぼす影響の評価の結論

4 ಬ 刦 土壌汚染 屈 睐 Ш 《工事の完了後》 《工事の施行中》 《工事の施行中》 区域周辺での地盤の変形は生じないと予測する。 本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを難透水層の上総層群まで施工する計画である。また、地下躯体の施工にあたっては、地盤変形等への影響をできるだけ少なくするために逆打ち工法を採用し、先行床や各階の床梁にて山留壁を支保するとともに、地下階高が大きい場所には斜め切梁等を設置する計画である。そのため、山留壁の変形が最小限に抑えられ、掘削 その内容については、事後調本において明らかにする。 以上の対策を講じることにより、事業の実施に伴い土壌汚染が周辺地域に影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。 それ以外の範囲については、現在施設供用部分は施設の廃止後に施設所有者が、施設が存在しない部分については事業者が「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づいた調査を行ったうえで必要があれば、飛散・拡散の適切な防止措置を実施する。 の地下水位の安定が確認できる時期まで継続的に実施、監視するとともに、周辺で地盤 変形が確認され、木事業に起因すると判断された場合には、速やかに対応策を講じる。 策法」及び「環境確保条例」に則り、適切な飛散・拡散防止措置を実施する。 下構造物の周囲を迂回するものと想定される。 以上のことから、完了後においても地下水/ に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は 計画地内のみの限定的なものである。そのため、地下躯体が建築されても地下水流は地 可能性がある。 が生じる可能性は小さく、評価の指標を満足するものと考える。 また、掘削範囲の周囲を難透水層の上総層群に達する遮水性の高い山留壁(SMW)で囲うことにより、掘削範囲内の帯水層は外部と分離・遮水され、掘削工事等に伴う地下水の水位及び流況の変化の影響は山留壁の外側の帯水層まで及ばず、計画地周辺の地 業者が「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」 計画地内の一部には形質変更時要屈出区域が指定されている。また、範囲についても、計画地にはかつて診療所等が存在していたことから、 以上のことから、完了後においても地下水位低下に起因した地盤沈下又は地點の変形が年じる可能性は小さく、評価の指標を議足するものと考える。 下水位の低下は小さいと予測する。 使用履歴の可能性は否定できない 既往資料調本及び現地調本結果を踏まえると、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域 以上のことから、工事の施行中に地盤の変形及び地下水位の変化に起因した地盤沈下 木事業では山留壁の設置及び地下構造物の存在により、地下水の流況に影響を及ぼす 工事の施行中には、地盤及び地下水位の観測を掘削工事岩手前から地下躯体工事終了後 計画地内の形質変更時要届出区域については、 工事実施に際して新たな汚染土壌が確認された場合においては、 表(3) 評価の結婚 現在供用中の施設の廃止後に、 に基づく手続きを行う 通辺な苔鱗の 土壤汚染対 有害物質の それ以外の 坤

5

Ш 《日事の施行中 表(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論 評価の結論

ç 水循環 屈 法等の対策を行う。 また、ディープウェル工法による揚水・排水を実施する場合は、地鞣及び地下水位の状況についてキニタリングを行いながら施工することとし、必要に応じてリチャージエ 、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度] 布状況を把握した上でSMWの根入れ深さを決定する。 圏柱の高いSMWを採用し、 (Mg) 及び第2帯水層 (Tog) の地下水位低下、流況の変化を抑制できる。 なお、SMWの施工にあたって、今後詳細なボーリング調査を実施し、難透水層の分 本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び 性の高いSMWを採用し、難透水層の上総層群まで根入れすることにより、第1帯水層

《工事の完了後》

く、評価の指標を満足するものと考える。

以上のことから、計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼすことはな

【地下構造物の存在等に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】

の水位及び流況に影響を及ぼす可能性がある 本事業における掘削工事では、山留壁の設置及び地下構造物の存在により、地下水流

回しながら流れると想定される。 建築物の地下構造物が占める範囲は計画地内のみの限定的なものである。帯水層の分布 周辺においても連続的かつ広範囲に分布しているものと想定される。これに対し、計画 潤囲に刃した、 既往資料調査及び現地調査結果を踏まえると、計画地で確認された帯水層は、計画地 計画建築物の地下構造物範囲は十分に小さく、地下水は地下構造物を迂

下構造物の存在等に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいと考える。 以上のことから、地下構造物の存在等により、計画地周辺の地下水の水位及び流況に たがっ 工事完了後の地下水流は、地下構造物の周囲を迂回すると考えられ、 払

(土地の改変に伴う地表面流出水量の変化の程度)

著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考える。

るものと考える。 置に関する指導契綱」に基づく地表面流出邦制施設(雨水貯留槽)を設置することから、 土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度は小さいと予測する。 以上のことから、土地の改変に伴う地表面流出水量を抑制でき、 現況と工事完了後における地表而流出量の変化の程度は、 現況と同程度になるものと考えられること、また、 「品川区雨水流田邦制施設の設 工事完了後の地表面流出量 評価の指標を満足す

《工事の完了後》

0

Ш

鄸

但し、日影が及ぶ規制地域は、今後、再開発等促進区を定める地区計画の地区整備計画等の範囲となり、日影規制の適用除外となることから、計画建築物による日影時間は 線から 10m) を越えて 2.5 時間以上、かつ、 .て4時間以上及んでいる。 計画建築物による日影は、日影規制のある地域において、日影規制ライン 日影規制ライン (敷地境界線から 5m) (敷地境外 を越

る日影となる時間数は、最大で約1時間であった を超える区域において 2.5 時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地北側の JR 東日本東京総合車両センター内の限られた範囲である。また、特に配慮すべき施設等におけ 〜5〜10mの区域において4時間以上の日影が生じる範囲及び敷地境界線から外側〜10m 計画としている。これにより、冬至日において、計画建築物による敷地境界線から外側 日影規制の範囲内に収まる。 また、計画地周辺地域への日影の影響を低減するため、高層棟を中央付近に配置した

以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に 定める日影規制を満足するものと考える。

環境に及ぼす影響の評価の結論

ල

岷 鐎

9

《工事の完了後》 【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画地は、キャッツ・シアター、スポル及び鉄道関連施設等の商業・業務施設等による市街地の景観特性を有しており、工事の完了後には、これらの施設は建て替えられ、新たに計画建築物が出現するが、商業や業務施設等としての構成要素が改変されること はない。

あることから、工事の完了後には、地域景観の特性として大きな変化は生じないものと また、大井町駅周辺は業務、ホテル及びマンション等の高層建築物が混在する地域で

移動を円滑にする重層的なデッキ、 工事の完了後には、駅の拠点形成を支える業務、商業、住宅、宿泊機能等の多様な機能を持つ建築物が健設されるとともに、多様な交通モード間の乗換えや周辺市街地への る開放的な広場空間を整備する。また、回遊性のあるオープンスペースや建築物屋上に 多種多様な活動や災害時の防災拠点として利用でき

辺環境との調和を図る計画である。 は緑化が施されることにより、賑わいのある、まとまった緑の空間が創出される。なお、計画建築物の形態・デザイン・色彩の詳細については品川区と協議を行い、

Ⅲ

以上のことから、「品川区景観計画」や「大井町駅周辺地域まちづくり方針」に示さ

れている景観まちづくりの基本方針との整合は図られ、評価の指標を満足するものと考える。

.代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度]

の新たな顔としての眺望景観を形成するものと考えられる。 近景域では視野に占める計画建築物の割合が比較的大きくなる地点が生じるが、隣接 して視認される建築物と相まって、新たな都市的な景観要素となり、大井町駅周辺地区

眺望景観やスカイラインに大きな変化は生じないものと考えられる。 中景域~遠景域においては、殆どの地点で計画建築物は視野に占める割合は小さく、

されている景観まちづくりの基本方針との整合は図られ、評価の指標を満足するものと考える。 以上のことから、代表的な眺望地点からの眺望については、「品川区景観計画」に示

【圧迫感の変化の程度】

考えられる。計画建築物の配置は敷地境界線から だられる。計画産築物の配置は敷地境界線から・定の肝離をとり、計画建築物の色彩は 品川区景観計画」に適合する色彩を用い、周辺環境に配慮する。計画地内には、高木等 圧迫感の指標である形態率は、現況と比較して最大 3.44 ポイント程度増加するものと

による立体的な植栽を麺ずことにより、 上のことから、 圧迫感に対する軽減が図られ 、計画建築物による圧迫感の軽減に努める. 評価の指標を満足するものと 考える

表(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

	表(6) 坂児に及ばす影響の評価の結論
項目	() 「) 「 (
10. 史跡・文	《中子政の本工》
定 界	周知の埋蔵文化財包蔵地が計画地に含まれていることから、木事業の実施により影響
	を受ける可能性がある。
	現状の計画地内には、既往の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事
	と並行して埋蔵文化財の確認調査を行う予定である。調査の方法・範囲については品川
	区教育委員会と協議を行ったうえで確定する。
	なお、未周知の埋蔵文化財が存在する可能性について、掘削工事の着手前に品川区教
	育委員会に確認を行う。
	埋蔵文化財の存在が確認された場合は、東京都教育委員会、品川区教育委員会へ遅滞
	なく報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対処する。
	以上のことから、埋蔵文化財包蔵地の保存に支障は生じないことから、評価の指標を
	満足するものと考える。
11. 自然と	《工事の完了後》
の骸だ命い	【自然との触れ合い活動の場による機能の変化の程度】 オ市サベイー以上の古土は井谷による機能の変化の程度】
II de la companya de	歩行者デッキレベル及び建物屋上などに、立体的に植栽を配置することで、まとまりの
	ある緑の空間を創出する。また、在来植生を基本とした樹種を植栽するなど、生物多様
	性に配慮し緑化の充実を図ることで、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場である
	「しながわ中央公園」や「みどりの道」等につながる広域的なみどりのネットワークに
	煮与する。
	広場に面した高架下には、周辺市街地からのアクセス性等を考慮した新たな歩行者ル
	一トを整備することにより、計画地周辺の市街地や自然との触れ合い活動の場とのつな
	がりを図る。
	さらに、人工地盤を含む立体的な植栽の生育に必要な基盤を確保し、適切な管理をす
	ることで、緑豊かな広場空間の維持に配慮する計画である。
	この緑空間は、駅とまちが一体的に利用される歩行者ネットワークの結節点となり、
	さらに賑わい拠点・防災拠点等としての広場としても活用されることから、計画施設の
	利用者、就業者のみならず、地域住民にとっても利用しやすい自然との触れ合い活動の
	場になると考える。
	以上のことから、計画地周辺市街地等とつながりのある緑豊か新たな自然との触れ合
	い活動の場が創出されることから、評価の指標を満足するものと考える。

東京都公報

	表(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論
項目	評価の結論
	は、工事の施行中》 【建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分の方法】 ・建設発生土の発生量 ・建設発生土の発生量は、約315,000m²と予測する。建設発生土は、受入機関の受入某準への適合を確認したうえで場外機出することにより適正に処理する計画とし、「建設リサイクル法」等の関係法合に示される事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(88%)を達成するものと考える。 ・建設汚泥の発生量は、約40,000m²と下測する。建設汚泥は、産業廃棄物として適正に処理する計画であるが、「建設リサイクル推進計画」の目標値(96%)を達成するものと考える。・建設汚泥の発生量は、約40,000m²と下測する。建設汚泥は、産業廃棄物として適正に処理する計画であるが、「建設リサイクル推進計画」の目標値(96%)を達成するものと考える。・建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量は、約7,770tと予測する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類におに伴い生じる廃棄物の発生量は、約7,770tと予測する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類におい生で、第出、再利用に進及び不用材の減量等を図る等「建設リサイクル推進計画」の目標値(アスファルト・コンクリート境、コンクリート境、建設発生本材 99%、建設混合廃棄物 83%、建設廃棄物 98%)を達成するものと考える。なお、これ以外の品目についても不要材の減量や分別の徹底に努める。 《工事の完了後》 【施設の供用に伴い事業系廃棄物の種類及び排出量、再資源量、再利用量及び処理・処分の方法】 「施設の供用に伴い事業系廃棄物の種類及び排出量、再資源量、再利用量及び処理・処分の方法】
	《工事の完了後》 【施設の供用に伴う廃棄物の種類及び排出量、再資源量、再利用量及び処理・処分の方法】 施設の供用に伴い事業系廃棄物が約13,768kg/日発生するが、「廃棄物の処理及び指掃 に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」 等の法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に 示される事業者の責務を果たすことで、「品川区・収廃棄物処理基本計画(第3次)」に 示される資源化率の目標値(平成34年度(令和4年度))(31%)は達成するものと考え る。
13. 値 室 効果ガス	《工事の完了後》 施設の供用に伴う温室効果ガス排出量は約 20,820t-C0₂/年、削減量は約 5,205t-C0₂/年、削減率は約 20.0%と予測する。設備システムの省エネルギー措置、効率化設備の省年、削減率は約 20.0%と予測する。設備システムの省エネルギー措置、効率化設備の省エネルギー措置等により温室効果ガスの発生星の削減に努めることから、温室効果ガスの排出抑制が図られるものと考える。以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」及び「東京都建築物環境配慮指針」に示される「事業者の責務」の内容を満足するものと考える。

ふ

事業者の名称

事業所の名称

指定年月日

株式会社

●東京都告示第九百八号 介護保険法

次のとおり告示する。 年厚生省令第三十六号) 同法第七十八条第一号及び介護保険法施行規則(平成十 の規定により指定居宅サービス事業者を指定したので、 (平成九年法律第百二十三号) 第七十条第 第百三十 一条の二の規定に基づき、 サービスの種類

令和三年七月二日

サービスの種類 特定施設入居者生活介護 東京都知事 地事業所の所在 池

小

百

合

子

株式会社らい ションらいふ 氷川台 丁目四番二号練馬区桜台三 月一日 日年

株式会社らい 羽田大鳥居 ションらいふ 丁目十四番二 月一日 年二

ホームステー

大田区萩中三

S ア株式会社 M P O ケ グレイプスウ ィズ大森西 大田区大森西 七丁目六番三 月一 令和三年三 日

ケアサービス M I T O W A 株式会社東日 イリ 窪 口 1 Ì ベ -ゼ福生 ル西荻 福生市大字福 二十五号 三丁目十一番 杉並区西荻北 令和三年六 同 日

ービス

生二千三百三 地 月一 H

●東京都告示第九百九号

一項の規定により指定居宅サービス事業者から事業の廃止 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第

7

条の二の規定に基づき、 法施行規則 「届出があったので、 (平成十一 年厚生省令第三十六号) 同法第七十八条第二号及び介護保険 次のとおり告示する 第百三十一

東京都知事 小 池

令和三年七月二日

特定施設入居者生活介護 百 合 子

事業者の名称 事業所の名称 地事業所の所在 廃止年月日

式会社 フサポート株 アシニアライ SOMPOケ イズ大森西グレイプスウ 七丁目六番三 月二十八日 令和三年二

●東京都告示第九百十号

規定に基づき、 したので、 一第一項の規定により指定介護予防サービス事業者を指定 (平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十条の二十三の 介護保険法 同法第百十五条の十及び介護保険法施行規則 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の 次のとおり告示する。

事業者の名称

事業所の名称

事業所の所在

廃止年月日

令和三年七月二日

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護 東京都知事 池 百 合 子

株式会社らい 事業者の名称 ションらいふホームステー 事業所の名称 丁目四番二号練馬区桜台三 地事業所の所在 月一日 年一 指定年月日

氷川台

株式会社らい ションらいふ 羽田大鳥居 丁目十四番二 大田区萩中三 月一日 令和三年二

S M P O ケ グレ イプスウ 大田区大森西 令和三年三

ア株式会社

ィズ大森西

十号十号六番三

月

日

本福祉経営サ 窪 口 1 ·ベル西荻 三丁目十一番 杉並区西荻北 同

日

二十五号

東京都告示第九百十一 믉

業の廃止の届出があったので、 護保険法施行規則 十条の二十三の規定に基づき、 第二項の規定により指定介護予防サービス事業者から事 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) (平成十一年厚生省令第三十六号) 同法第百十五条の十及び介 次のとおり告示する。 第百十五条

令和三年七月二日

四

ービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護 東京都知事 小 池 百 合 子

式会社 SOMPOケ アシニアライ フサポート株 グレイプスウ ィズ大森西 七丁目六番三 大田区大森西 月二十八日 令和三年二

●東京都告示第九百十二

(平成十八年東京都規則第三十三号) 法律 基づき、 九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため)第六十四条の規定による届出があったので、 令和三年七月二日 (平成十七年法律第百二十三号。 次のとおり告示する。 第五条第 以下 法 一項の規定 法第六 とい

東京都知事 小

百 合 子

池

病院又は診療所(精神通院医療)

(1)	名称及び而在地の変更	

(1) 名称及	い別1:地の変更													
新	名	称	IH	名	称	新	所	Æ.	地	IH	沂	₹E.	地	変更年月日
たけうち診療	所		細工町クリニッ:	y .		武蔵野市中町1 202	1.0	6 三鷹北		新宿区細工町:	3 15			令和元年7月1日

(2) 名称の変更

獅	名	称	IB	名	称	所 在 地	変更年月日
医療法人社団 ク東京	ウェルエイジング	Dクリニッ	医療法人社団 スクリニックリ	ウェルエイジング で京	メンズヘル	千代田区丸の内1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内10階	合和元年7月30H

薬局(精神通院医療) (1)名称及び所在地の変更

新	名	称	IH	名	称	新	沂	在	地	ĺΗ	所	在	地	変更年月日
おりがみ薬局調布	i)li		こはる薬局			調布市布田 2	-44 - 8			調布市布田 2	2 - 44 - 1			令和元年7月1日
ホッタ時信堂薬店	3 本町店		ホッタ薬局			福生市本町 9	5-15			福生市志茂(35-8			令和元年8月1日

(2)名称の変更

新 名	称 II 名 称	所 在 地	変更年月日
なぎさ薬局 白山店	白山薬局	文京区自由 5 - 1 7 - 1 0	令和元年6月1日
なぎさ薬局 せんだぎ店	せんだぎ薬局	文京区千駄木2-13-1 ルネ千駄木プラザ1階	同日
フロンティア薬局御成門店	まゆみ薬局 御成門店	港区西新橋3 23 8馬場ビル1階	令和元年7月1日
アイン薬局 千東店	くるみ薬局	台東区千東3-23-9	令和元年8月1日

(3) 所在地の変更

名称	新 所 在 地	H 所 在 地	変更年月日
中川薬局 東青梅店	青梅市東青梅1-7-6	青梅市東青梅1−6−16	平成31年2月4日
経堂わかば薬局	世田谷区経堂5-35-20 シャルム経堂1 02	世田谷区経堂4 2 8 コート経堂1階	令和元年7月1日
川口薬局	府中市白糸台4-14-3 ハレレア1階1号	府中市白糸台5-1-1 ハイタウン武蔵野1 階101-2号室	in 1
日本調剤 南島山薬局	世田谷区南島山6-36-10	世田谷区三軒茶屋1-37-2 1階	令和元年8月1日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 11777201	カルルシ及人													
新	名	称	IH	名	称	新	所	在	地	ĺΗ	所	在	牽	変更年月日
訪問看護ステー	ション デュー:	ン荻窪	訪問看護ステージ	ンョン デュー	ン東京	杉並区天沼 3	-12-1	0 榎本ヒ	(ル1階	杉並区松庵3	-40-1	2 西荻鲜	本町ビル3	令和元年8月1日

(2) 名称の変更

新	名	称	IH	名	称	所	在	地	変更年月11
あすか訪問看護	ステーション		ぽかぽかリハビ	リ訪問看護ステ	ーション	6 - 2 - 5 0			令和元年5月1日

9	ç	和(3年7	7月2日	(金)	曜日)				東	京	. ₫	都	公	報								(3	第173	869号)
収容台数収容台数・八音・八音・八音・八音・八音・八音・八音・八音・八音・八音・八音・八音・八音・	主巨易り	七 店舗面積の合計 千六百三十四平方メートル	六 新設をする日 令和五年一月一日	氏名又は名称 リミテッド 小売業を行う者の コーンズ・アンド・カンパニー・	四 設置者住所 港区芝三丁目五番一号	リミテッド ニー設置者名 リミテッド	店舗所在地 港区芝三丁目四十六番三	一 店舗名 (仮称)コーンズ・ハウスⅡ	東京都知事 小 池 百合子	令和三年七月二日	に到着するよう提出してください。	局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	添えて、令和三年七月二日から四月以内に東京都産業労働	あっては所在地)三意見を述べる理由」を記載した書面を	にあっては団体名及びその代表者の氏名)□住所(団体に	とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名(団体	なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	する。	より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供	舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に	「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下	ついて	大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に	公告
			<u>二</u> 十		十九九		十八	十七			† ナ	-		十五.		十 <u></u> 匹		十三		+		+		+	九
			縦覧時間		縦覧期間		縦覧場所	届出日	きる時間帯	を行うことがで	おいて荷さばき	丁なばな恵ない	び立置の出入口の数及	0)	できる時間帯	利用することが来客が駐車場を	の見居町方	り掲覧寺制	の開店時刻	小売業を行う者	容量	施設の位置及び廃棄物等の保管		置及び面債荷さばき施設の位	収容台数駐輪場の位置及び
	時までを除く。		午前九時三十分から午後四時三十一	に定めて	二日まで。ただし、東京都の休日一令和三年七月二日から同年十一月	一号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業	令和三年六月十一日			午前六時から午後が眠まて			一箇所 店舗南側		午前九時から午後八時まで		午後七時		午前十時		店舗内 二・五八立方メートル		店舗内 八十一平方メートル	店舗北西側 一台
の住所 恵比寿ファーストスクエア九階 の住所 恵比寿ファーストスクエア九階	を同うりト記を寄		業者の氏名又は名 リミテッドまか七名 七 変更を行った小売 株式会社サマンサタバサジャパン	の氏名又は名称の氏名又は名称	で民名又は名称	五 変更前の小売業者 株式会社関家具ほか六十二名	四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目二十八番二号	三 設置者名 株式会社パルコほか十三名	二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺本町一丁目六番	一 店舗名 K・P共同ビル	東京都知事・小・池	令和三年七月二日	に到着するよう提出してください。	局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	添えて、令和三年七月二日から四月以内に東京都産業労働	あっては所在地)三意見を述べる理由」を記載した書面を	にあっては団体名及びその代表者の氏名) □住所	とする者は、意見の内容を記載した書面に「□氏名(団体	なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、	舗の変更について届出があったので、同条第三項において	「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下	ついて大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
-スクエア九階	自卜乀备卜囚号	2	といれがなれる。 おいせジャパン	カ 王 十 七 名	L L	か六十二名	目二十八番二号	か十三名	町一丁目六番		百合子			「 目八番一号)	東京都産業労働	記載した書面を	江住所(団体に	「) 氏名(団体	意見を述べよう		とおり公告し、	第三項において	り大規模小売店	九十一号。以下	の届出に

(第17369号) 東 令和3年7月2日(金曜日) 10 十六 十五. <u>+</u> 七 六 四 三 十四四 十三 十 + Ŧī. 九 の代表者名変更前の小売業者 変更前の店舗名 店舗所在地 店舗名 変更前の小売業者 称 業者の氏名又は名 変更を行った小売 変更後の店舗名 設置者名 変更後の小売業者 設置者住所 変更日 縦覧時間 届出日 変更後の小売業 縦覧期間 縦覧場所 者の代表者名 サジャパンリミテッド) ほか門田 剛 (株式会社サマンサタバ 藤田 村井 二日まで。ただし、東京都の休日令和三年七月二日から同年十一月 振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業 目黑区大橋一丁目六番十三号 株式会社田ノ原屋 午前九時三十分から午後四時三十 例第十号) に定める休日を除く。 に関する条例(平成元年東京都条 バサジャパンリミテッド) ほか藤田 雅章 (株式会社サマンサタ イオンリテール株式会社 イオンスタイル御嶽山駅前 イオン御嶽山駅前店 千代田区東神田一丁目十一番七 -大田区北嶺町三十七番十三号 イオンスタイル御嶽山駅前 時までを除く。 分まで。ただし、正午から午後一 令和三年六月十四日 令和三年三月二十一日ほか クグループ) ほか 式会社ジョンマスターオーガニッ ニックグループ)ほか 一百二号 号 (株式会社ジョンマスターオーガ 正平 休 十四四 + \equiv 十 二 +十三 四 九 ア イ 設置者名 の代表者名

ついて

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

変更日 の代表者名 届出日 縦覧期間 縦覧場所

縦覧時間

変更後の小売業者 井出 武美

令和二年五月二十二日ほか

令和三年六月十七日

振興課(新宿区西新宿二丁目八番 東京都産業労働局商工部地域産業 号

二日まで。ただし、東京都の休日令和三年七月二日から同年十一月

時までを除く。 午前九時三十分から午後四時三十 例第十号)に定める休日を除く。 分まで。ただし、 に関する条例(平成元年東京都条 正午から午後一

七

縦覧時間

ウ 縦覧場所 収受日 令和三年六月二十一日

Ŧi.

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

午前九時三十分から午後四時三十分まで 成元年東京都条例第十号)に定める休日 ただし、東京都の休日に関する条例(平

縦覧期間

六

令和三年七月二日から同年八月二日まで

ただし、正午から午後一時までを除く。

(新宿区西新宿二丁目八番一号)

意見の概要を公告し、 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 大規模小売店舗立地法 当該意見を縦覧に供する。 (平成十年法律第九十一号) 子 第八

令和三年七月二日

東京都知事 小 池 百 合

店舗名 フォレストサイドビル

店舗所在地 府中市宮町一丁目四十一番地

株式会社フォルマほか七十九名

意見

聴取者 府中市長

概要 意見なし

電話 〇三(五三二一)一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 東 都 郵便番号 定 価 一箇月 本号

六、六〇〇円

美 印

刷 株 式

行 発

(郵送料を含む。) | 印 | 電話 | ○三(三八一二)五二〇一(代) | 六、六〇〇円 | 刷 | 東京都文京区白山一丁目十三番七号 | 三〇円 | 所 | 勝 | 美 | 日 | 吊 | 材 | 豆 | 会 | 补 会 社 郵便番号 **√** FSC ミックス 艇